

飼い犬に関する手続きについて

(登録・済票交付申請)

- 1 飼い犬の登録申請を市へ行き、鑑札の交付を受ける必要があります。
- 2 毎年1回狂犬病予防注射を受け、市へ申請を行い済票の交付を受ける必要があります。
- 3 鑑札や済票を亡失または損傷した場合は、市から再交付を受ける必要があります。
- 4 市へ登録をした内容に変更があったときは市へ届ける必要があります。(犬の所在地の変更・犬の死亡・所有者の変更・その他)

手数料一覧

| | |
|-----------------|--------|
| 犬の登録(鑑札交付)手数料 | 3,000円 |
| 犬の鑑札再交付手数料 | 1,600円 |
| 狂犬病予防注射済票交付手数料 | 550円 |
| 狂犬病予防注射済票再交付手数料 | 340円 |

申請及び連絡先

名護市役所 環境対策課

☎ 0980-43-0101